

## 第V部 労働安全衛生に関する国の政策、戦略及びマスタープラン

労働安全衛生の重要性は、タイでは、前述したとおり 1964 年にある工場で発生した 41 人の労働者におけるマンガン中毒以降、長く認識されてきた。その結果、労働安全衛生の課題は重要なものとして捉えられるようになり、第 2 次国家経済社会発展計画（1967－1971）に盛り込まれた。それ以来、労働安全衛生に関する政策とプログラムが実施されてきたが、これらは、次のように要約できる。

### 5.1. 政府の政策

2007 年 12 月 11 日に、タイ国政府（スラユッド・チュラノン将軍、当時の総理大臣、に指導されて。）は、労働省が提案した国家目標として、「労働者のためのまつとうな安全衛生を。（“Decent Safety and Health for Workers”）」に関する政策を公表する決議を採択した。これによれば、労働は、国の経済システムを強化し、また、2016 年までに積極的な貿易自由化を確実なものとするための重要な要因であることが認識されている。さらに、次の 7 つの目的を達成するためには、すべての関連する部門の協力が必要であると考えられている。

- 1) 労働者の作業の安全確保が、労働安全衛生及び環境に関する国のマスタープランの下で促進されるようになること。
- 2) 安全な環境の下でのすべての分野の労働があること。
- 3) 労働安全衛生に関する労働者の意識と知識は改善されること。
- 4) 労働災害・傷害の発生率が、継続的に減少することになること。
- 5) 労働安全衛生に関する情報が、完全に労働者側から入手できることになること。
- 6) 労働者が、効果的な健康安全監視システムの下で保護されることになること。
- 7) 安全文化が、労働者の中で築かれるようになること。

### 5.2. 国家経済社会発展計画

第 11 次の国家経済社会発展計画（2012－2016）は、経済発展のためのロードマップとなる戦略的計画であると考えられている。この国家計画は、「国民は、調和を保ち、社会的な平等、公正そして変化に対応することへの免疫があること。」とのビジョンを有し、国の発展のための使命、目的、到達点、戦略及び指示が樹立されている。労働保護及び福祉のために、発展に向けた指針及び戦略として、職場における基本的な権利の促進、特に労働安全衛生や労働時間数について女性労働者と高齢労働者並びに障害のある労働者にとって差別的でなく、より機会が設けられていることに関して強調している。これらの課題の促進のための地域自体及び地域間の協力も、さらに奨励されている。労働の管理に関する必要な基準は、労働者の権利とともに、国際労働基準を遵守している労働保護を保障することを発展させ、又は改善させるべきである。

### 5.3. 労働安全衛生及び環境に関するマスタープラン

タイ国労働省は、労働保護福祉局により、タイ国における労働安全衛生の発展のための方向性を与えるために、労働安全衛生に関するマスタープランを発行した。以前の第1次マスタープランは、2001年に発行され、2002–2006の間を対象としていた。この第1次プランは、9つの主要なトピックスからなり、これらは、労働安全衛生基準の開発、その実施、労働安全衛生行政機構、労働安全衛生保護の適用の拡充、労働安全衛生専門家の育成、労働安全衛生情報システム、労働安全衛生調査研究、労働災害・傷害の予防、労働安全衛生活動の促進である。第1次プランに續いて、2007–2011を対象とする第2次マスタープランが策定された。この第2次プランの下で、労働安全衛生専門家の技術及び実践の拡充、労働安全衛生管理の効率性の改善、関連する部門での労働安全衛生に関する協力の奨励及び促進、労働安全衛生情報システムの発展及び発信を特別に強調しつつ、5つの主要な戦略及び33のサブプロジェクトが、樹立された。第2次マスタープランの終了時に、第3次マスタープランが、労働安全衛生及び環境マスタープラン（2012–2016。第1次国家計画）として開発された。この第3次プランは、内閣によって承認された。

#### 5.3.1 第3次マスタープラン、第1次国家計画の内容

国家労働安全衛生マスタープランの行政におけるコンセプトと原則は、行動計画及び過去の結果に対する計量的な再評価に基づいている。国家目標「労働者のためのまっとうな安全衛生を。（“Decent Safety and Health for Workers”）」は、達成すべき主要な目標として、次の使命を定めた。

- 1) 労働安全衛生基準の確立又は開発
- 2) 問題となる労働安全衛生の課題の監視、管理及び追跡調査
- 3) 労働安全衛生活動の開発及び促進
- 4) 労働安全衛生マネジメントシステムの開発

第3次プランは、次のとおり5つの戦略課題（及び達成目標）をカバーしている。

##### 戦略1 効果的な労働安全衛生基準によって、労働保護を推進する。

###### 達成目標

- 1) 事業者、労働者及び関連する組織が労働安全衛生基準/法令に従うこと。
- 2) 労働安全衛生基準/法令は、経済的及び社会的因素に適合して策定され、また、現在の労働安全衛生の状況に適用できるものであること。

###### 戦略的取組み

- 1) 国際水準に適合した労働安全衛生基準/法令を開発する。
- 2) 効果的な労働安全衛生監督システムの監視、追跡調査及び開発を行う。
- 3) 労働安全衛生に関する革新事項を開発するための研究・調査を実施する。
- 4) 事業所が適切な労働安全衛生マネジメントシステムを実施することを促進し、奨励を行う。

## **戦略 2 労働安全衛生ネットワークの能力を促進し、強化する。**

### **達成目標**

既存の労働安全衛生ネットワークが強化され、すべての関連する部門が含まれ、積極的に労働安全衛生活動に参画すること。

### **戦略的な取組み**

- 1) すべての関連する部門をカバーする効果的な労働安全衛生ネットワークの樹立を奨励し、及び支援する。
- 2) 労働安全衛生ネットワークを発展させ、及び強化する。
- 3) 國際的な労働安全衛生ネットワークとの協力を志向することによって、ネットワーク普及を広げ、及びその能力を強化する。

## **戦略 3 労働安全衛生の知識を発展させ、及び管理する。**

### **達成目標**

- 1) 労働安全衛生に関する知識の本体を管理するための効果的なシステムが開発され、十分に機能している。
- 2) すべての年齢層の人々のための労働安全衛生学習センターが、樹立されている。
- 3) 労働安全衛生の知識が、人口のすべてのグループに接近可能であるべきである。

### **戦略的取組み**

- 1) すべての部門（それぞれの教育レベルごとの学生、また、登録、非登録の両方の労働者を含む。）を包含する、労働安全衛生に関する知識の本体を開発するための研究/調査を実施する。
- 2) すべての部門における労働安全衛生に関する技術的能力を増進し、及び築き上げる。
- 3) 労働安全衛生の情報と知識を分かち合うため、地域的及び国際的な両方で、関連する組織の間のネットワークを創造する。
- 4) 労働安全衛生学習センターを樹立する。

## **戦略 4 労働安全衛生情報システムを開発する。**

### **達成目標**

労働安全衛生行政及びサービスを効率的に機能させるための情報技術システムを開発すること。

### **戦略的取組み**

- 1) 労働安全衛生データベース及びネットワークを設立し、発展させ、及び統合する。
- 2) すべての部門で、労働安全衛生職員の情報技術及び能力を築き上げ、及び発展させる。
- 3) 労働安全衛生情報システム及びサービスを開発し、及び促進する。
- 4) 労働安全衛生情報の普及及びPRするためのコンピューター及び意思疎通技術を利用する。

## **戦略 5 労働安全衛生行政の効果的なメカニズムを開発する。**

## 達成目標

効果的な労働安全衛生行政を創造するため、政策、行政組織構造、計画、作業過程、手順、道具及び必要な資源を確立する。

### 戦略的取組み

- 1) 労働安全衛生行政を機能させ、及び労働安全衛生行動を集約するために効果的なメカニズムを開発する。
- 2) すべての関連する部門が、労働安全衛生行政及び行動に包含され、及び参画することを奨励する。
- 3) 労働安全衛生のための前向きの PR システムを開発する。
- 4) 労働安全衛生行政及び行動に責任を有し、統一性を持った自律的な機関を設立する。

計画（原文では“plan”）の監視、評価そして再点検は、1年に2回（事業計画（原文では“project planning”）の再評価は1年に1回）実施されなければならない。これらは、国家労働安全衛生及び環境委員会又は国家労働安全衛生政策課題「労働者のためのまつとうな安全と健康（“Decent Safety and Health for Workers”）」の行政管理委員会によって権限を与えられた小委員会又はワーキンググループによって実施されるであろう。

第3次プランは、労働安全衛生に関するプランが、労働省の労働安全衛生マスタープランと「労働者のためのまつとうな安全と健康（“Decent Safety and Health for Workers”）」のための行動計画を集約して策定されて以来、最初の国家マスタープランであると考えられている。行政的なメカニズム、戦略、監視及び評価方法は、国家政策課題のための行政管理委員会の下で、特別の小委員会又はワーキンググループによって樹立された。これらの小委員会又はワーキンググループは、20以上の関連する機関/組織からの代表者によって構成されている。

### 5.3.2 労働安全衛生及び環境に関する第4次マスタープラン（2017–2021）

労働保護福祉局は、労働安全衛生部によって、労働安全衛生及び環境に関する第4次マスタープラン（2017–2021まで。第2次国家計画）を策定し、実行に移している。第4次マスタープランの概要は、次のとおりである。（資料出所：2017年10月～11月に実施されたJICA研修“Training on Improvement of Policy on Occupational Safety and Health”（労働安全衛生政策の改善に関する訓練）におけるタイ王国からの参加者のカントリーレポートによる。）

英語原文	日本語仮訳
4 <sup>th</sup> Master Plan (2 <sup>nd</sup> National Plan), 2017 – 2021 • 2 <sup>nd</sup> Phase of “National OSH Agenda” “Decent Safety and Health for Workers”	第4次マスタープラン（第2次国家計画）、2017–2021 • 「国家労働安全衛生計画工程表」の第2段階 「労働者のためのまつとうな安全及び衛生」

<ul style="list-style-type: none"> <li>Vision “Strives to build – up culture of prevention to promote safety and health of workers”</li> <li>4 Strategies           <ul style="list-style-type: none"> <li><b>Strategy 1</b> Promoting and developing explicit knowledge on OSH</li> <li><b>Strategy 2</b> Developing preventive measures on OSH</li> <li><b>Strategy 3</b> Promoting collaboration/network on OSH</li> <li><b>Strategy 4</b> Developing effective mechanisms for OSH administration</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビジョン「労働者の安全衛生を促進するための予防の文化（カルチャー）を築き上げるために奮闘する。」</li> <li>4つの戦略           <ul style="list-style-type: none"> <li>戦略 1 労働安全衛生に関するわかりやすい知識を促進し、及び開発すること。</li> <li>戦略 2 労働安全衛生に関する予防対策を開発すること。</li> <li>戦略 3 労働安全衛生に関する協力/ネットワークを促進すること。</li> <li>戦略 4 労働安全衛生行政の効果的なメカニズムを発展させること。</li> </ul> </li> </ul>
---	---

また、National OSH Project (国家労働安全衛生プロジェクト) の概要は、次のとおりである。

英語原文	日本語仮訳
<b>National OSH Project</b>	国家労働安全衛生プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> <li>The Project “Safety Thailand”           <ul style="list-style-type: none"> <li>Aims to integrate collaboration to improve/strengthen the OSH performance of the country</li> <li>Initially, MOU was signed by 6 ministers:               <ol style="list-style-type: none"> <li>Minister of Agriculture and Cooperatives</li> <li>Minister of Industry</li> <li>Minister of Interior</li> <li>Minister of Labour</li> <li>Minister of Public Health</li> <li>Minister of Transport</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト「安全なタイ国」           <ul style="list-style-type: none"> <li>国家における労働安全衛生の実践を改善し、強化するために協力を合体させることを狙いとし、</li> <li>最初に MOU (協定書) は 6 つの省によって署名された。</li> </ul> </li> <ol style="list-style-type: none"> <li>農業及び協同組合省</li> <li>工業省</li> <li>内務省</li> <li>労働省</li> <li>公衆衛生省</li> <li>運輸省</li> </ol> </ul>

(“Safety Thailand” Project (安全なタイプロジェクト)の主要な内容)

英語原文	日本語仮訳
------	-------

<p>◆ Implementation of the project:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● Short – term Action – emphasized on:           <ul style="list-style-type: none"> <li>• Safety in Construction Work</li> <li>• Fire Safety in the Workplaces</li> <li>• Chemical Safety</li> </ul> </li> <li>● Long – term Action – develop OSH administration, with the ultimate goal to achieve the sustainable “Culture of Prevention” on safety and health</li> </ul> <p>Currently expanded to a network of 10 ministries, + 3 organization</p>	<p>◆ このプロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期的 行動は、次の点に重点を置く。           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 建設作業の安全</li> <li>• 作業場における火災安全</li> <li>• 化学安全</li> </ul> </li> <li>● 長期的 行動は、安全及び衛生に関して持続する「予防の文化」を達成する最終的な目標を持って、労働安全衛生行政を発展させる。</li> </ul> <p>現在では、10 の省+3 つの組織に拡大している。</p>
--	--